

2 SDGs 未来都市の選定に係る評価のプロセスと方針について

- 4 ※本資料において、各用語は次のように表記する。
- 6 ・ SDGs 未来都市等選定基準 … 選定基準
 - 6 ・ 自治体 SDGs 推進評価・調査検討会 … 検討会
 - 8 ・ 内閣府地方創生推進事務局 … 事務局
 - 8 ・ 自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース … タスクフォース

10 **I 事務局による整理（外形要件等）**

12 (1) 実施主体

事務局

14 (2) 実施目的

II－①で実施する、検討会による書面評価に付す応募内容の整理

16 (3) 実施期間

2025 年 4 月 10 日（木）～ 4 月 14 日（月）

18 (4) 実施内容

- 18 ・ 事務局による整理を行う。
- 20 ・ 選定基準に基づき、
「評価、採点に必要な事項が記載されているか」
「過度に冗長な表現となっていないか」について、確認を行う。
- 22 ・ 各評価項目について、「○」または「×」で評価する。
- 24 ・ 各評価項目について、「○」とした場合にも、募集要領等の内容に則していない場合
や、記載内容が十分とは言えない、または、記載内容の説明が十分とは言えない場合
については、事務局評価意見を付す。

26 (5) 結果の整理

以下のとおり、2 つに分類する。

分類	分類方法	申請の取扱
区分ア	すべての評価項目について、 「○」と評価されたもの	検討会による書面評価に付す。 (事務局評価意見がある場合には、合わせて付す。)
区分イ	上記以外のもの	以降の評価は行わない。

28 (6) 結果の公表

公表しない。

Ⅱ－① 検討会による書面評価

(1) 実施主体

検討会委員

(2) 実施目的

Ⅱ－②で実施する、検討会における総合評価の評価に資する評価

(3) 実施期間

2025年4月15日（火）～5月14日（水）

(4) 実施内容

- ・検討会委員による評価を行う。
- ・各委員は、各提案について、選定基準に基づき各評価項目を「0～5点」「0～10点」または「0～15点」で採点する。（合計100点満点）
- ・各委員は、SDGs未来都市として選定すべき特段の理由があると判断した提案については、その理由を参考意見として記載する。
- ・評価の際、前述の事務局評価意見、及び、タスクフォースからの参考意見を、参考資料として活用する。
- ・各委員は、評価するにあたり応募自治体に対し質疑がある場合、事務局を通じて実施する。
- ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

ア 各評価項目の点数

各評価項目の点数は、評価を行った委員全員※の点数を単純平均した値（小数点第2位を四捨五入）とする。

※応募自治体に密接な関係があり、当該応募に係る評価をご辞退いただいた委員を除く

イ 提案書の点数

提案書の点数は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

(5) 結果の整理

検討会による書面評価の結果を基にⅡ－②にて選定推薦案を決定する。

(6) 結果の公表

公表しない。

2 **Ⅱ－② 検討会による総合評価**

(1) 実施主体

4 検討会

(2) 実施目的

6 選定推薦案の作成

(3) 実施期間

8 2025 年 5 月 22 日（木）

(4) 実施内容

10 「Ⅱ－① 検討会による書面評価」において、各委員が「Ⅱ－①」で記載した参考意見等を踏まえ、SDGs 未来都市の選定推薦案を決定する。

12 (5) 結果の整理

以下のとおり、3 つに分類する。

分類	申請の取扱
SDGs 未来都市の選定推薦	検討会として選定推薦する。
上記以外	検討会として推薦の対象外とする。

14 (6) 結果の公表

検討会の選定推薦案及び議事要旨について、公表する。

16 ※選定推薦案については選定結果公表にあわせての公表を予定